

様式第18号

年 月 日

山形県知事 殿
(保健所長)

管理者 住 所
氏 名

エ ッ ク ス 線 装 置 設 置 届

下記のとおりエックス線装置を設置したから届け出ます。

記

1 名 称	
2 開設の場所	
3 設置年月日	年 月 日

4 エックス線装置

製 作 者 名	型 式	用 途	台 数	設 置 場 所	高電圧発生装置の定格出力			
					変 圧 器 式		蓄 放 式	
					連 続	短 時 間	等 価 容 量	最 高 充 電 電 圧
			台		k V m A	k V m A	μ F	k V

5 エックス線装置の防護

エックス線管の容器及び照射筒	利用線 ^{すい} 錘以外のエックス線量(空気カーマ率)	定格管電圧50キロボルト以下の治療用(抵触可能表面から5センチメートルの距離)	ミリグレイ/時	
		定格管電圧50キロボルトを超える治療用 (1) エックス線管焦点から1メートルの距離 (2) 接触可能表面から5センチメートルの距離	(1)	ミリグレイ/時
			(2)	ミリグレイ/時
		定格管電圧125キロボルト以下の口内法撮影用 (エックス線管焦点から1メートルの距離)		ミリグレイ/時
上記以外の装置(エックス線管焦点から1メートルの距離)		ミリグレイ/時		

		コンデンサ式高電圧装置（充電状態の照射時以外で接触可能表面から5センチメートルの距離）	マイクログレイ/時
利用線錘の総濾過となる附加濾過板（アルミニウム当量）	定格管電圧70キロボルト以下の口内法撮影用		ミリメートル
	定格管電圧50キロボルト以下の乳房撮影用		ミリメートル (モリブデン当量) ミリメートル
	輸血用血液照射、治療用及び上記以外の装置		ミリメートル
透視用装置	透視中の患者への入射線量率（空気カーマ率）	利用線錘の中心	ミリグレイ/分
		連続した手動操作のみで作動し、作動中連続した警告音等を発する高線量率透視制御を備えた装置	ミリグレイ/分
	警告音等を発する透視時間積算タイマー		有 ・ 無
	エックス線管焦点皮膚間距離が30センチメートル以上（手術中に使用する装置については20センチメートル以上）になる装置又は当該皮膚焦点間距離未満で照射することを防止するインターロック		有 ・ 無
	受像面を超えないよう照射野を絞る装置		有 ・ 無
	受像器を通過したエックス線の空気カーマ率（接触可能表面から10センチメートルの距離）		マイクログレイ/時
	最大受像面を3センチメートル超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率（接触可能表面から10センチメートルの距離）		マイクログレイ/時
	利用線錘以外のエックス線を有効に遮へいする装置		有 ・ 無
撮影用装置（胸部集検用間接撮影装置を除く。）	受像面を超えないよう照射野を絞る装置（CT装置を除く。）		有 ・ 無
	エックス線管焦点皮膚間距離（骨塩定量分析装置を除く。）	定格管電圧が70キロボルト以下の口内法撮影用	センチメートル
		定格管電圧が70キロボルトを超える口内法撮影用	センチメートル
		歯科用パノラマ断層撮影装置	センチメートル
		移動型及び携帯型装置	センチメートル
		CT装置	センチメートル
		乳房撮影用（拡大撮影の場合）	センチメートル
		上記以外の装置	センチメートル
移動型及び携帯型装置並びに手術中に使用する装置（エックス線管焦点及び患者からの操作距離）		メートル	
胸部集検用間接撮影装置	受像面を超えないよう照射野を絞る装置		有 ・ 無
	受像器の一次防護遮へい体（接触可能表面から10センチメートルの距離における空気カーマ率）		マイクログレイ / 1ばく射
	被照射体の周囲（箱状遮へい物から10センチメートルの距離における空気カーマ率）		マイクログレイ / 1ばく射
治療用装置	濾過板引抜時のインターロック		有 ・ 無

6 エックス線診療室等

エックス線装置の1週間当たり延べ使用時間					時間/週		
使 用 室				操 作 室		その他の 防護設備 の 概 要	
室 名	平面図 上 の 位 置	面 積	画壁の防護（鉛当量）		平面図 上 の 位 置		面 積
			利用線錐の 方向	利用線錐の 方向以外			
		m ²	mm	mm		m ²	
防 護 省 略 の 部 分							

7 エックス線診療に従事する者の氏名及びエックス線診療に関する経歴

氏 名	職 種	エックス線診療に関する経歴

備考

- 1 エックス線診療室、操作室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 1の平面図及び側面図には、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの距離、照射方向、管理区域、標識等を明示すること。また、天井、床及び周囲の画壁等の外側における実効線量を測定のうち、その値を明示すること。
- 3 エックス線診療に従事する者の免許証を提示し、又はその写しを添付すること。